



二酸化炭素を放出する不活性ガス消火設備の

誤放出事故にご注意ください！

二酸化炭素を放出する不活性ガス消火設備の誤操作や誤作動により、消火剤である二酸化炭素が放出され死傷者を出す事故が発生しています。

事故を防ぐために以下の点に注意してください。

工事やメンテナンス

二酸化炭素を放出する不活性ガス消火設備又はその付近で工事等を行う場合

- ① 不活性ガス消火設備を熟知した消防設備士や消防設備点検資格者を立ち合わせるなど、作業時の安全を確保しましょう。
- ② 関係者以外の方が立ち入らないように管理を徹底しましょう。

建物関係者や作業員との情報共有

二酸化炭素の人体に対する危険性、設備の適正な取扱方法、作動の際の対応方法、避難方法等について情報共有しましょう。

二酸化炭素を放出する不活性ガス消火設備が作動した際の対応

- ・ 設備が作動した場合「**退避警報**」のアナウンスが流れ、遅延時間（20秒以上）経過後に二酸化炭素が放出されます。

退避警報のアナウンスが聞こえたら、早急に退避し、絶対に近づかないようにしてください。

- ・ 設備が作動した場合は、すぐに「**119番通報**」をしてください。

※火災ではないのに、「**退避警報**」が流れた場合

起動装置（操作箱）の外部又は内部にある「**停止**」ボタンを押してください。



※停止ボタンが操作箱内部にある場合もあります。

工事・メンテナンス等実施前には確認を！

- 制御盤、起動装置（操作箱）の「自動手動切替えスイッチ」を「手動」にする。
- ボンベ庫内の閉止弁を「閉」にする。
- 工事等終了後は、確実に元の状態に戻す。



(制御盤)



(起動装置)



(閉止弁)

※二酸化炭素の人体への影響

二酸化炭素が防護区画内に放出されると、二酸化炭素が有する人体への毒性により、生命に危険を与えることがあります。

- ・消火に用いる濃度（おおむね35%）では、ほとんど即時に意識喪失に至る。
- ・高濃度（55%以上）の二酸化炭素が存在すると、酸素欠乏症とあいまって、短時間で生命が危険になる。

ご不明な点は、管轄消防署へお問い合わせください。

管轄ごとのお問い合わせ先（括弧内が管轄）

- 熊本市中央消防署（中央区※1） TEL 096-364-2894
 - 熊本市東消防署（東区） TEL 096-367-6315
 - 熊本市西消防署（西区・中央区※2） TEL 096-353-5028
 - 熊本市南消防署（南区） TEL 096-212-0303
 - 熊本市北消防署（北区） TEL 096-327-2020
 - 熊本市益城西原消防署（益城町・西原村） TEL 096-286-2298
- ※1 中央区（西消防署の管轄を除く。） ※2 西区、中央区（一新・慶徳・五福・向山校区）